

緊急事態宣言の発令に伴う公共施設の利用制限等について

あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記のとおり決定した。

記

- 1 あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項（令和 3 年 1 月 7 日）
 - (1) 緊急事態宣言下での市職員の勤務態勢等について定める。
 - (2) 高齢者施設・事業所に対して市の PCR 検査事業の勧奨を行うこととする。
- 2 あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項（令和 3 年 1 月 8 日）
 - (1) 緊急事態宣言の発令に伴う市の緊急事態措置として、施設の利用制限等について、別表のとおりとする。
 - (2) 市民等へ感染拡大防止のために、防災行政無線、市ホームページ、メール配信等によりメッセージ性の強い注意喚起を行うこととする。
令和 3 年 1 月 9 日（土）、10 日（日）、11 日（月）には、防災行政無線等により、市民等へ注意喚起を行う。